

付 議 第 1 号

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する
規則の一部を改正する規則議案

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和 44 年高知県教育委員会規則第 9 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「高知県立中村養護学校」を「高知県立中村特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の
設置に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 一部改正の目的及び内容

高知県立中村養護学校の校名変更に伴い、本則の表中「高知県立中村養護学校」を「高知県立中村特別支援学校」に改めようとするものである。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

新

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則
(抜粋)

本則

県立の特別支援学校にそれぞれ次の分校、部、科及び学科を置く。

学校	障害種別	本校及び分校	部及び科	学科
略	略	略	略	略
高知県立中 村特別支援 学校	知的障害 肢体不自由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
略	略	略	略	略

旧

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則
(抜粋)

本則

県立の特別支援学校にそれぞれ次の分校、部、科及び学科を置く。

学校	障害種別	本校及び分校	部及び科	学科
略	略	略	略	略
高知県立中 村養護学校	知的障害 肢体不自由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
略	略	略	略	略